

松原憩いの家

～世田谷区初のファミリーホーム開設と地域コミュニティサロンの運営～

《世田谷らしい空き家等地域貢献活用窓口》 H29.9.3

社会福祉法人 青少年と共に歩む会
自立援助ホーム「憩いの家」

社会的養護の種別と対象

里親	家庭における養育を里親に委託 (養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親)
ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)
乳児院	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)
児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童
自立援助ホーム	義務教育を修了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等

社会的養護の現状

保護者のいない児童、虐待など環境上の問題等で家庭で暮らせない子どもたちは社会的な養護を受ける必要があり、その対象は現在約4万5千人。

	世帯・施設数	現在児童数	
里親	登録10,679世帯 委託3,817世帯	4,973人	家庭的
ファミリーホーム	287	1,261人	家庭的
乳児院	136	2,901人	施設
児童養護施設	603	27,288人	施設
情緒障害児短期治療施設	46	1,399人	施設
児童自立支援施設	58	1,395人	施設
母子生活支援施設	232	3,330世帯 児童5,479人	施設
自立援助ホーム	143	440人	施設

平成29年7月 厚生労働省

自立援助ホームとは

自立援助ホームとは、義務教育終了後、何らかの理由で家庭にいられなくなり、また児童養護施設を退所し、働かざるを得なくなった、原則として15歳か～20歳までの青少年たちが暮らすところです。青少年たちはスタッフと共に生活しながら、社会で生きていくための準備をします。

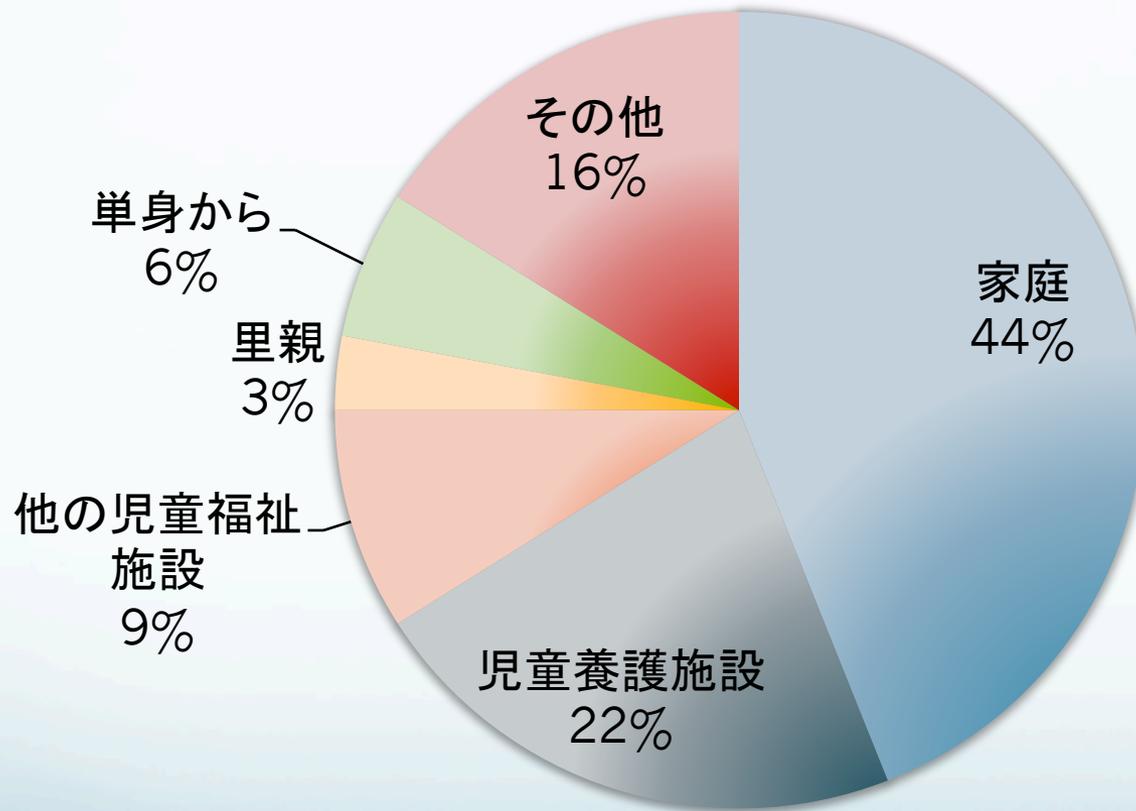
(法的根拠) 1998年の児童福祉法改正に伴い

児童福祉法第6条の3、同法第33条の6において、児童自立生活支援事業として、第二種社会福祉事業に位置づけられ、義務教育終了後、他の社会的養護(児童養護施設、里親、児童自立支援施設など)の措置を解除された青少年及び都道府県知事が認めた青少年に自立のための援助及び生活指導を行います。

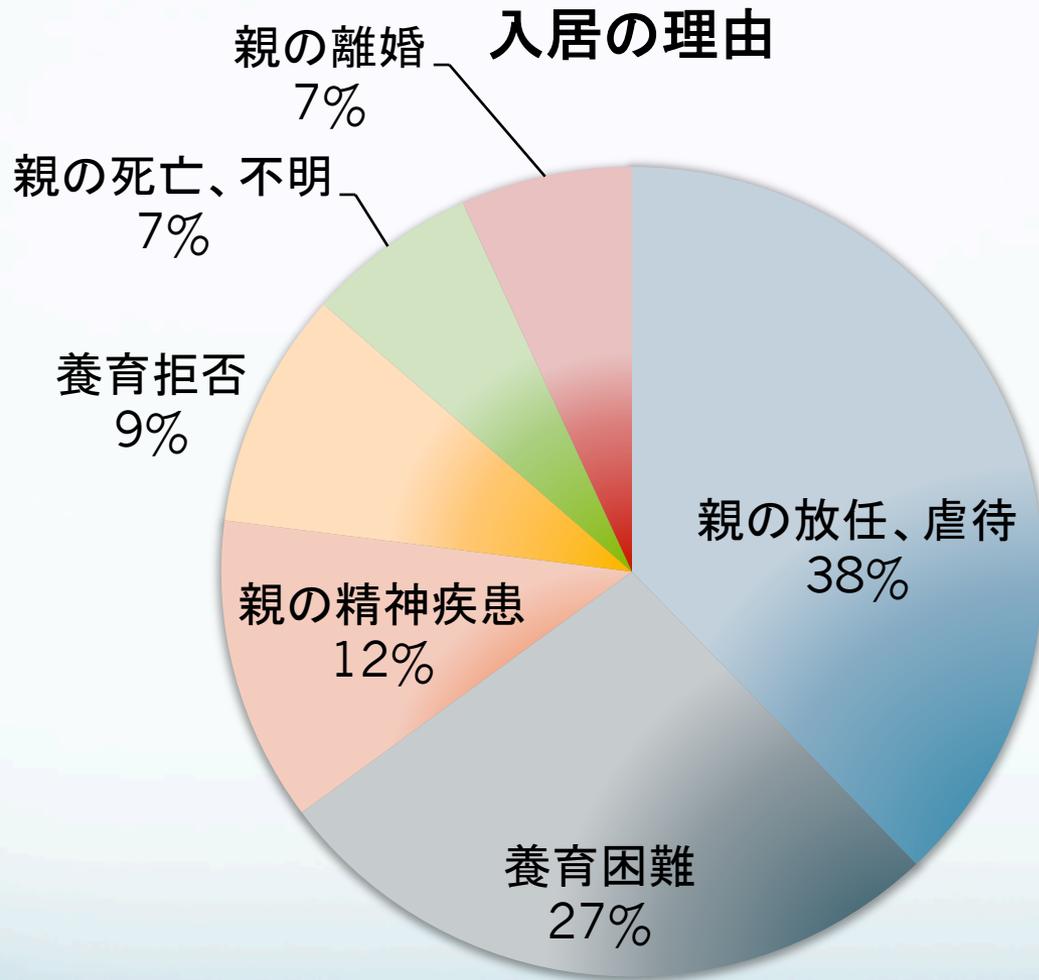
全国自立援助ホーム協議会パンフレットより

自立援助ホーム入居経路

入居経路



自立援助ホーム入居理由



「憩いの家」のあゆみ

1965年	財部実美の施設を出た子どものアフターケアの必要を訴える運動から「憩いの家・建設協力友の会」発足
1967	「三宿憩いの家」開設
1969	「青少年と友に歩む会」として財団法人となる 広岡知彦法人常務理事憩いの家施設長に就任
1970	第二種社会福祉事業として東京都が認可
1974	「経堂憩いの家」開設
1982	「祖師谷憩いの家」開設
1991	広岡知彦「子どもの虐待防止センター」代表就任
1998	児童福祉改正により、「自立援助ホーム」が児童自立生活援助事業として第二種社会福祉事業に位置づけられる。
1999	社会福祉法人 認可
2004	児童虐待防止法が改正され、「自立援助ホーム」が被虐待児の自立を援助する場として位置づけられる

「憩いの家」の生活

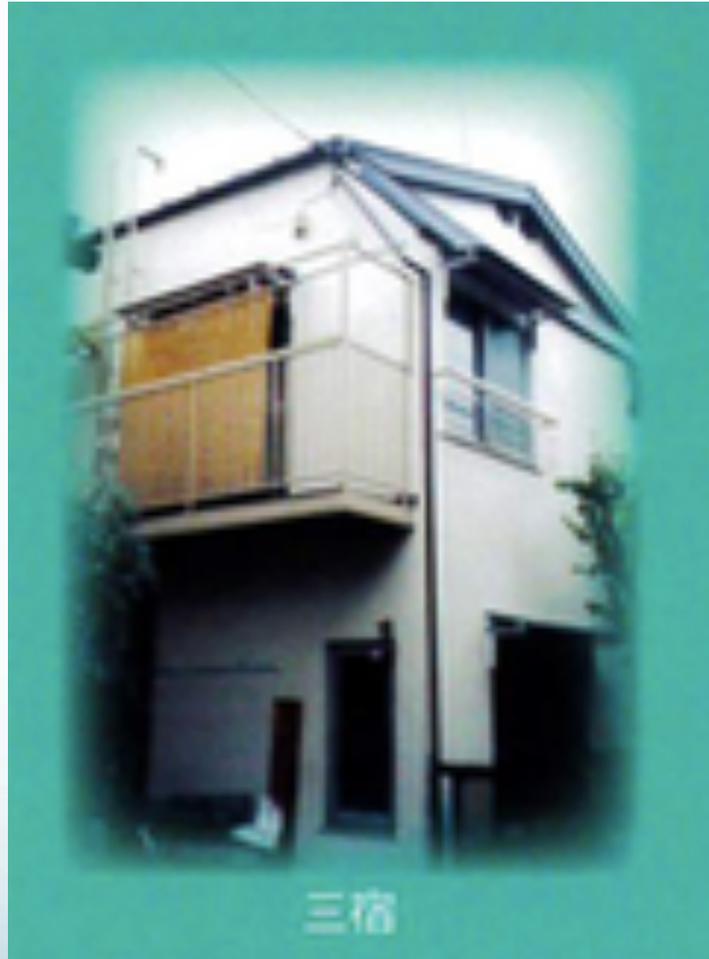
- 世田谷区に3ホーム(三宿・経堂・祖師谷)
- 共に暮らす(あたり前の生活)
- 3つの約束(働くこと、生活費月3万円、門限11時)

広岡知彦

《私の「憩いの家」でのスタンスは、かなりはっきりしています。憩いの家出会ったからには、子どもが望めば、一生の付き合いをしましょう。私が責任をとれることは、やってあげましょう。職場の保証人にも、アパートの保証人にもなってあげます。お金に困って借りに来ても、納得できれば、貸してあげます。でも、できないこともあります。できない時は、できない理由を説明してあげます。基本的には、失敗しても、なるべくチャンスを与えてあげたいと思います。そして、ゆっくり子どもの成長を待とうと思います。》

「非行問題」199号1993. 3. 3より

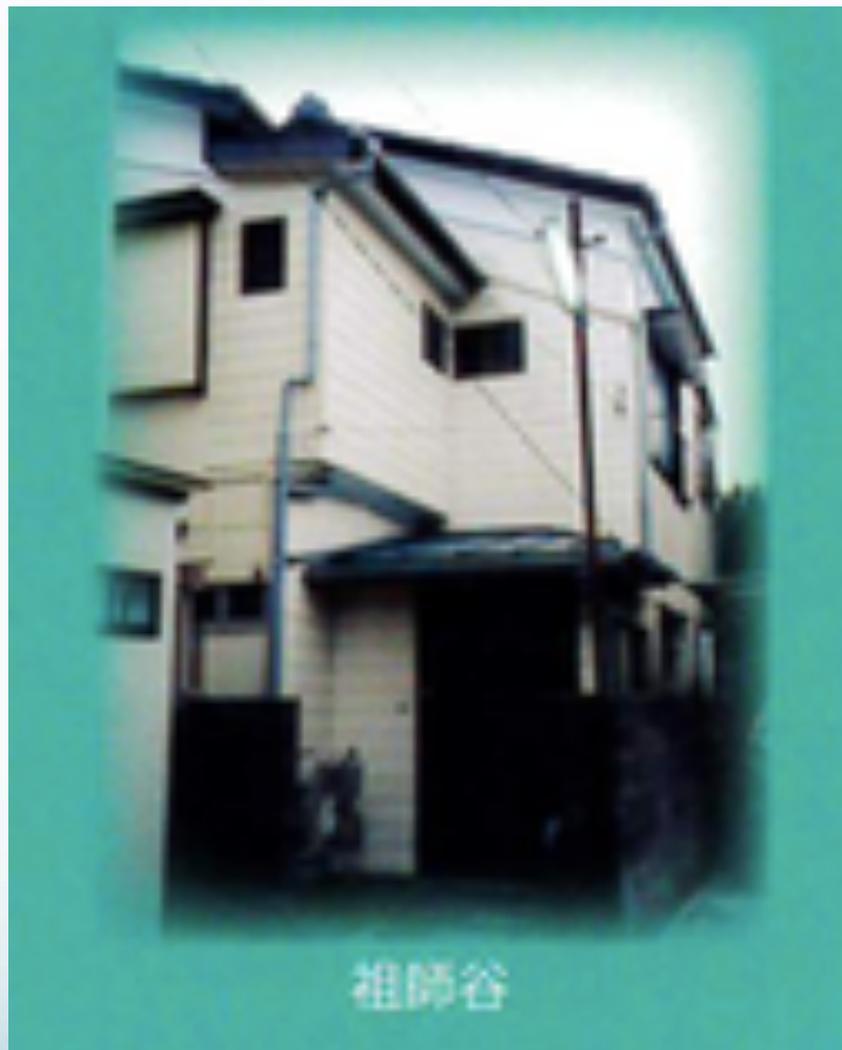
三宿憩いの家



経堂憩いの家



祖師谷憩いの家



松原憩いの家(ファミリーホーム)開設を計画した経緯について

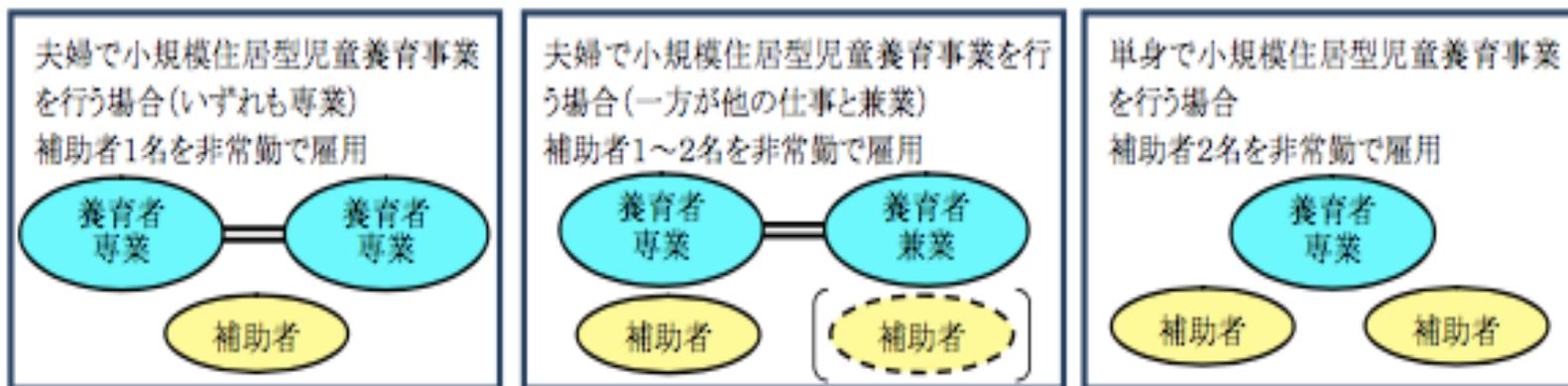
世田谷区の地域貢献空き家窓口より、社会的養護出身の子供たちのために空き家を活用して欲しいとの希望を持たれるオーナー様のご紹介をいただき、かねてから開設を検討していたファミリーホーム(第二種社会福祉事業)の対象物件として活用させていただくことを希望しました。

世田谷区にはまだファミリーホームが無いこと、平成32年度より児童相談所が東京都より世田谷区に移管されることなども勘案し、このような経緯でファミリーホームの開設につながるケースがあることをお知らせする事にも意義を感じております。

ファミリーホームとは(自営型)

- ・ 自営型

- ① 養育里親の経験者が行うもの
- ② 施設職員の経験者が施設から独立して行うもの

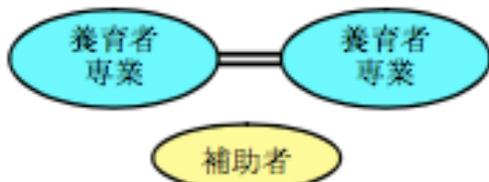


ファミリーホームとは(法人型)

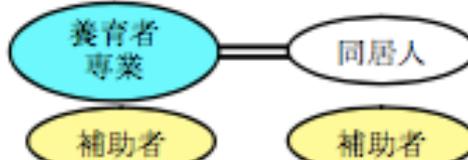
・ 法人型

③施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの

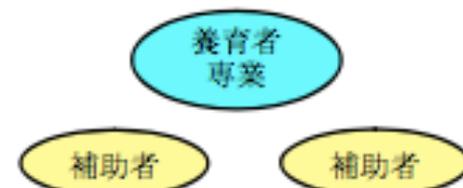
法人が夫婦を雇用して養育者として事業を行う住居に住ませる場合
補助者1名を非常勤で雇用



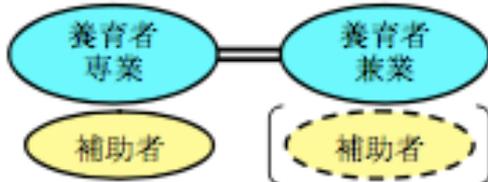
法人が養育者を雇用して事業を行う住居に住ませる場合（養育者の配偶者は同居人）
補助者2名を非常勤で雇用



法人が単身の養育者を雇用して事業を行う住居に住ませる場合
補助者2名を非常勤で雇用



法人が夫婦で小規模住居型児童養育事業を行う場合（一方が他の仕事と兼業）
補助者1～2名を非常勤で雇用



ファミリーホームの状況(方向性)

(国の指針)

家庭(的)養護の促進



ファミリーホームの状況(東京都)

《里親型》 12ホーム

※現に、都の養育家庭として、4人の児童を受託している。(東京都FH開設基準)

《法人型》 2ホーム

※東京都で乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム、又はファミリーホーム事業を3年以上設置、運営した法人で都が適当と認める法人(東京都FH開設基準)

※国基準(自営型)施設職員の経験者が施設から独立して行う は認めない
(東京都FH開設基準)

全国ファミリーホーム数(自営型、法人型) 287ホーム

現在、世田谷区にはファミリーホームは0ホーム

ファミリーホームの課題(東京都)

Ⅱ ファミリーホームの課題

1 児童養護施設長アンケートより(調査対象53施設・有効回答46施設)

(1) 事業者型ファミリーホームを実施した場合の効果について

大きい・やや大きい	普通・やや小さい・小さい
23施設(50%)	23施設(50%)

(2) 今後のファミリーホーム開設の意向について

新規開設したい	条件が合えば開設したい (家屋・職員確保・経営)	現時点では開設の意向は無い
0施設(0%)	15施設(33%)	31施設(67%)

(3) 事業者型ファミリーホームを開設するにあたり、現時点での課題点・問題点と思われること

人材確保(任せられる職員・住み込みが出来る職員)・体制整備等	21施設(46%)
6人の子供と職員が住み込み出来る家屋の確保	9施設(20%)
グループホームや小規模グループケア以上のメリットが感じられない	5施設(11%)
就業環境・雇用・労働条件の整備	4施設(8%)
その他	7施設(15%)

2 法人型ファミリーホームの伸び悩み

小規模住居型児童養育事業の制度が発足した平成21年4月以降の約5年間で、法人型ファミリーホームの開設は2か所である。※いずれも、自立援助ホーム事業を行っているNPO法人

今回のファミリーホーム開設計画について

- ホーム運営に十分な物件の紹介（理解あるオーナー様との出会い）
- 夫婦養育者の確保（家庭的ケア＜家庭的生活）
- 世田谷区への児童相談所移管への流れ（一時保護対応等への協力の可能性）
- 地域貢献事業への可能性（地域社会での共生）

※子育て支援・地域の寄り場・地域食堂の可能性

建物外観



2世帯住宅(1F)

(1F) ←



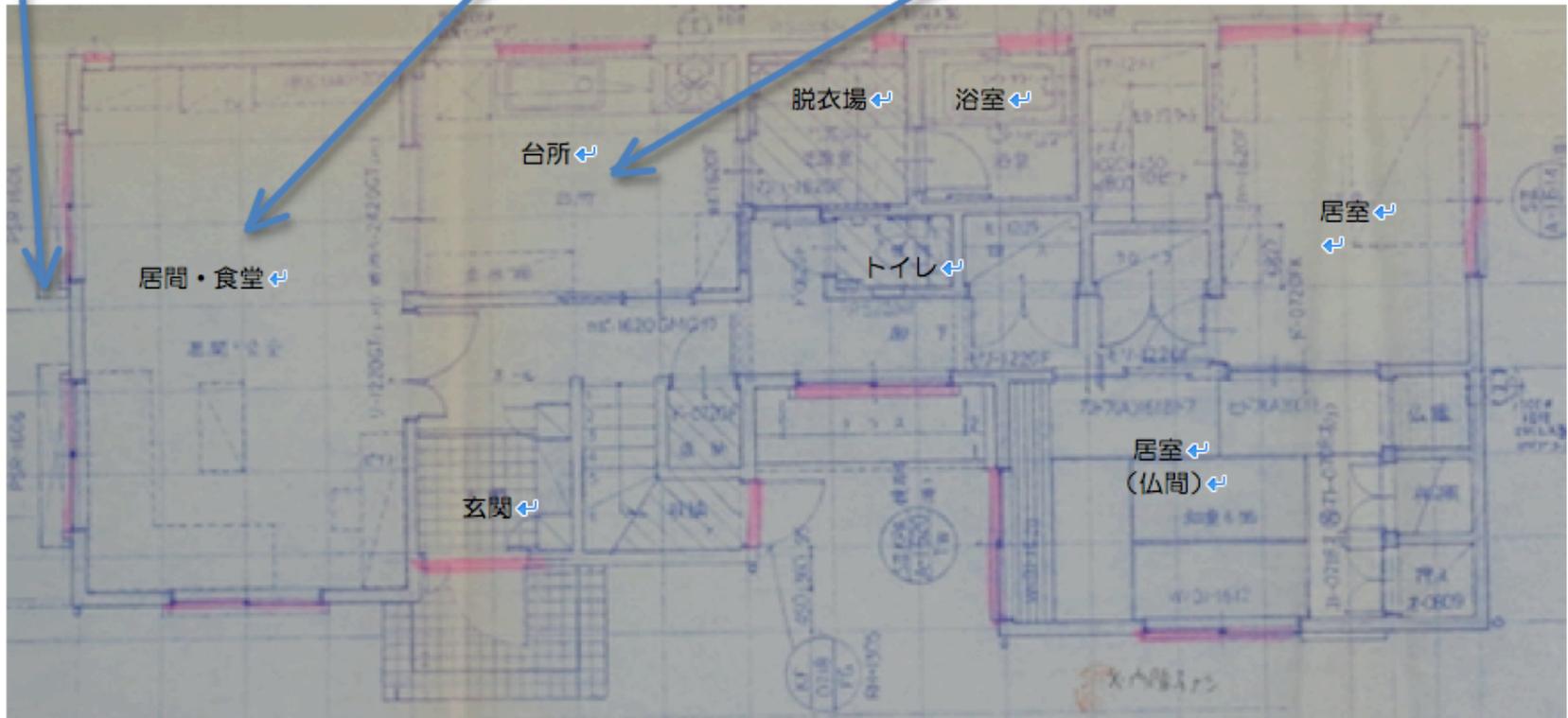
(正面) ←



(1F 居間) ←



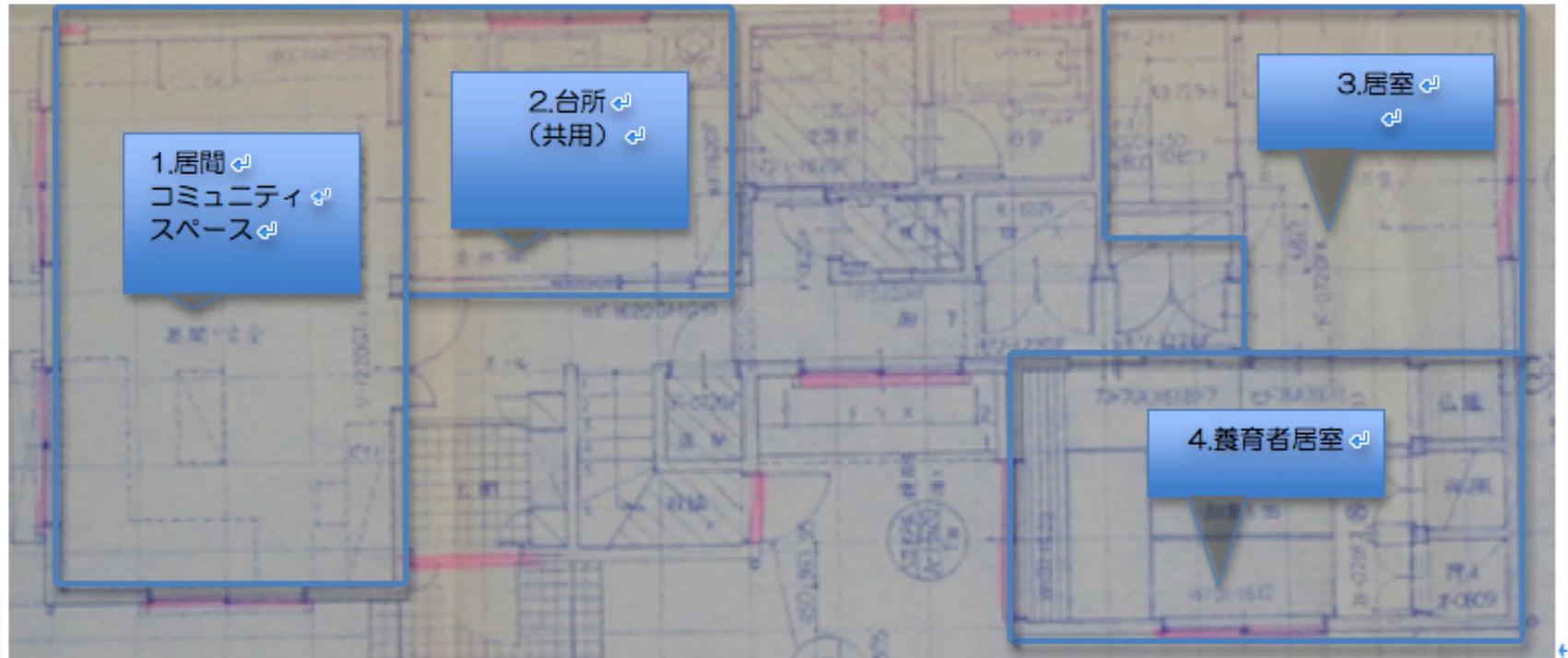
(1F 台所) ←



←

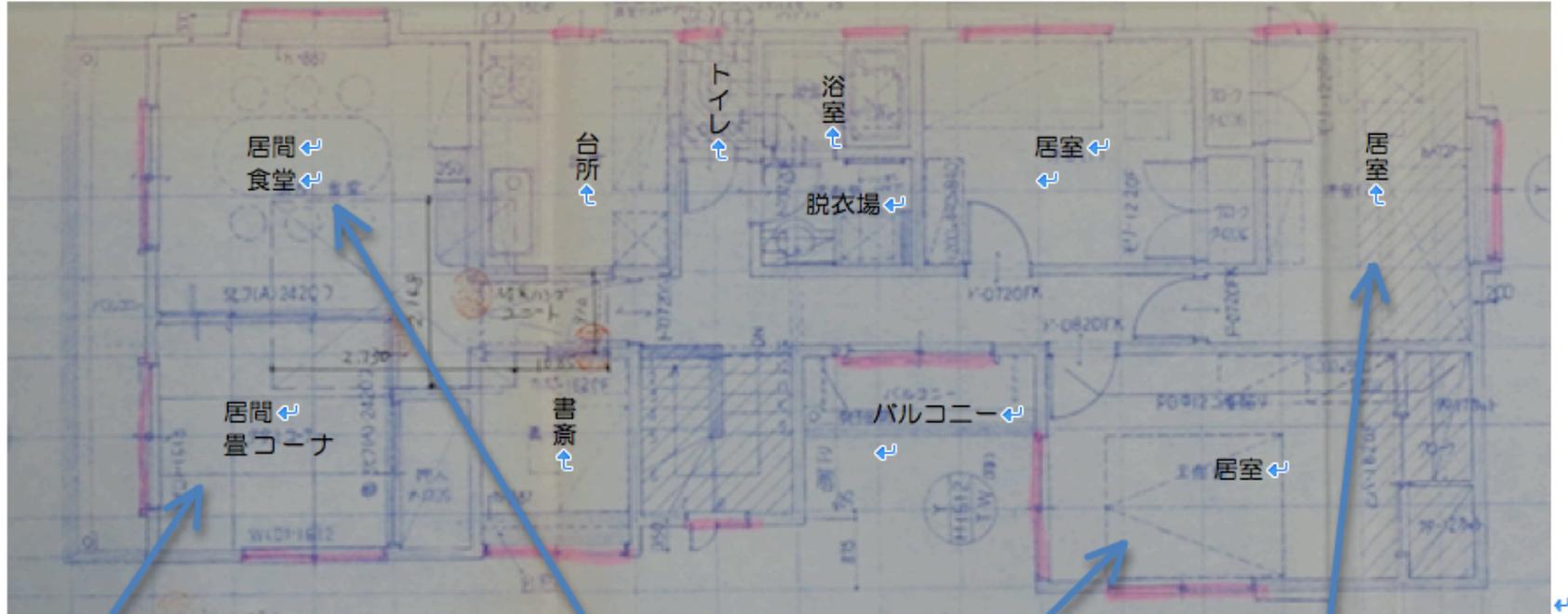
1F活用間取(コミュニティスペース活用検討)

(1F) ←



←

(2F) ←



(居間・畳コーナー)



(食堂)



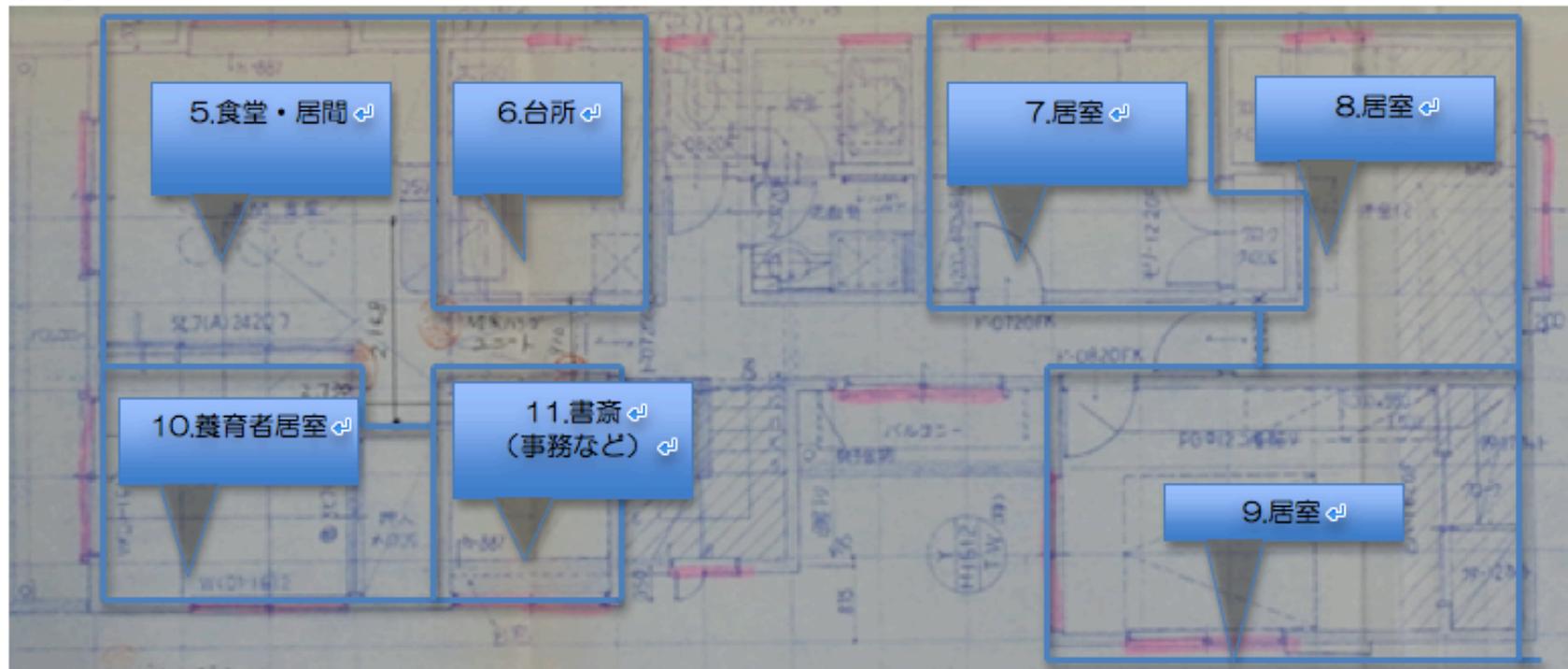
(主寝室)



(子供部屋) ←

2F活用間取

(2F) ↩



↩

おわりに

今回、世田谷区の地域貢献空き家窓口からのご紹介をいただき、オーナー様に出会えましたこと心から感謝いたします。

昨今の社会的養護を含めた子どもたちの中には、まだまだ色々な手助けが必要な状況があり、これからはさらに物質面だけではなく、その質についても高める必要が求められます。その様な中で、地域における空き家が有用な資源として活用される一例となれますよう精進したいと考えます。

まだ、開設の手続きはが終了しておりませんが、今後良きご報告ができますよう努力いたします。ありがとうございました。